

第459回（令和8年6月）

小野市議会(定例会)発言通告書

議会事務局

一般質問発言通告書

Ⅰ 河島 信行 議員

質問項目

- 第1項目 各公共施設を活用した「Ono Sports festival」の開催について
- 第2項目 らんらんタクシーの利用範囲の拡大について
- 第3項目 小野市指定文化財の認定について

要点・要旨

第1項目 各公共施設を活用した「Ono Sports festival」の開催について

答弁者 教育管理部長

小野市の公共施設は、多くの市民の健康づくりに大いに貢献しています。市民は、大池総合公園（野球場、陸上競技場、テニスコート等）、総合体育館アルゴ、匠台公園体育館アクト、榊公園野球場、小野希望の丘陸上競技場アレオ、こだまの森グラウンドゴルフ場等のスポーツ施設を利用し、身体的な健康づくりのみならず心の健康づくりに取り組んでいます。特に、高齢者にとってはフレイル予防の観点からも必要な施設と理解しています。

スポーツをすることで、心身の健康づくりだけではなく、仲間づくり、絆づくりにもつながります。共に汗をかきながら、笑顔で声を掛け合う。その効果は、今後の生きがいづくりにもつながっていくと考えます。

そこで、これらスポーツ施設を活用し、小野市民のための1日を作って、「Ono Sports festival」を開催してはいかがでしょうか。

その日は全て使用料を無料にして、例えば、大池総合公園ではサッカーや綱引き、匠

台公園体育館ではバレーボール、榊公園野球場では野球、小野希望の丘陸上競技場アレオではリレー、こだまの森ではグラウンドゴルフなど、市内各会場で様々な競技を行います。参加者は、町単位でもいいし、市民グループでもいいと思います。小野市全体を運動場と見立てて、大人から子どもまで、自分が参加したい競技に参加し、みんなが楽しめる、そんな1日があればと思いますが、当局の考えをお伺いします。

第2項目 らんらんタクシーの利用範囲の拡大について **答弁者 総合政策部長**

らんらんタクシー制度は、運転免許のない高齢者にとって、ありがたい制度ですが、この制度の規制・条件を緩和し、さらに使いやすくすることを提案します。令和8年1月より午前7時から午後7時までに利用時間が拡大され、市外であるイオン社店とイオン三木店への買い物等もらんらんタクシーの利用の対象になりました。現実的でよいと考えますが、特定の企業のみ利用できるようにするのではなく、この際、小野市に近接する市町（三木市、加東市、加西市、加古川市）をらんらんタクシーの利用対象地域に拡大してはと提案します。当局の考えをお伺いします。

第3項目 小野市指定文化財の認定について **答弁者 教育管理部長**

最近、歴史ジャーナリスト・佐野允彦著「おの歴史散歩」「広報おの」連載・総集編を拝読しました。その中には、小野市の歴史にまつわる記事がありました。昨年度、樹齢約600年と言われる「慶徳寺」のカヤの補修費用を補助されたことが記憶に新しいですが、小野市には様々な指定文化財があります。一方で、小野市に指定されていない文化財等もあり、それらを後世に残していくためにも、小野市指定文化財に認定してはとありますが、認定の基準をお伺いします。

一般質問発言通告書

2 平田 真実 議員

質問項目

第1項目 安心して妊娠・出産できる環境の整備について

第2項目 子育てに関する情報発信について

要点・要旨

第1項目 安心して妊娠・出産できる環境の整備について

5月5日の「こどもの日」にちなみ、総務省が発表した2025年4月1日現在の「こどもの数」は1,366万人で、前年に比べ35万人減少し、1982年から44年連続の減少、過去最少となりました。

小野市統計書によりますと、小野市における出生数は、平成16年度500人、その10年後の平成26年度は393人、令和元年度は292人、令和6年度は198人となっており、特に令和元年度以降、少子化の加速が顕著となっています。

出生数の減少は、人口減少という問題だけではなく、医療体制、教育環境、さらには地域コミュニティの維持にも大きな影響を及ぼす重要な課題です。そのような状況下において、子どもを望む方々が安心して妊娠・出産できる環境をどのように守っていくのか、これは自治体に求められる極めて重要な役割であると考えます。そこで、次の4点についてお伺いします。

(1点目) 市内における分娩取扱医療機関の減少について 答弁者 市民福祉部参事

これまで市内に3か所あった分娩施設は、令和2年に1か所が終了し、さらに本年3

月にはもう1か所が分娩の取扱いを終了されたことで、市内で分娩ができる施設は北播磨総合医療センター1か所のみとなりました。産科医療の現場では、産科医不足や医師の高齢化、24時間体制による身体的・精神的負担、訴訟リスクなど、全国的にも非常に厳しい状況が続いております。今回、分娩取扱いの終了を決断された医院においても、地域医療を長年支えてこられた中での苦渋の決断であったと推察いたします。

一方で、出産を控える市民にとっては、近くで出産できる場所が減っていくという現実には、大きな不安につながっています。特に、初産婦や、上の子どもを育てながら通院・出産を迎える家族にとっては、通院距離や緊急時対応への不安は非常に切実です。

また、北播磨総合医療センターにおいては、月によっては半年先まで分娩予約が埋まっている状況です。小野市民が地域で安心して妊娠・出産できる環境をどのように維持、確保していかれるのか、当局の考えをお伺いします。

(2点目) 遠方施設アクセス支援事業について

答弁者 市民福祉部参事

小野市においても、自宅から40km以上かかる周産期医療センターへ通院する必要があるハイリスク妊婦などに対し、交通費の8割を助成する「遠方施設アクセス支援事業」を今年度から開始しました。国の実施要項によりますと、「里帰りしている場合は里帰り先を居住地とする」との記載があります。そこで、小野市民において実際にはどのようなケースが本制度の対象となるのか、制度の周知方法も含めてお伺いします。

(3点目) 不育症治療の助成について

答弁者 市民福祉部参事

特定不妊治療や不育症治療に対する経済的支援体制は、近年少しずつ拡充されてきているものと認識しています。不育症治療については、平成24年に兵庫県で初めてとなる助成事業を開始し、現在も継続して事業が実施されています。

不育症は流産や死産を繰り返す状態を指し、当事者にとっては身体的負担だけでなく、「なぜうまくいかないのか」という精神的苦痛も非常に大きな課題です。その治療においては、考えられるリスク因子に応じて様々な治療法が選択されるものと認識しておりますが、市が実施している不育症治療費の一部助成事業について、治療対象を「低用量

アスピリン療法」と「ヘパリン療法」に限定している理由についてお伺いいたします。

(4点目) わかりやすい情報発信について

答弁者 市民福祉部参事

特定不妊治療費や不育症治療費の助成事業は、制度内容そのものが医学的かつ専門的であり、市民にとって非常に理解が難しい側面があります。市では、こどもサポートセンターにおいて、治療等にかかる様々な悩みや不安について相談できる体制を整備していただいておりますが、実際には、相談窓口へ足を運ぶまでに不安や戸惑いを抱えておられる方も少なくないと考えます。特に、不妊・不育に関する悩みは極めてセンシティブで、周囲に相談しづらい中で、一人で悩みを抱え込んでしまうケースもあります。そのため、よりわかりやすく、心理的負担の少ない形で情報を届けていく視点も重要ではないかと思えます。来庁に至る前段階において、市民の方が情報収集をする際、市民にとってもっとわかりやすい情報発信ができないかお伺いします。

第2項目 子育てに関する情報発信について

答弁者 市民福祉部参事

小野市では、令和2年7月から子育て応援アプリ「おのっこナビ」の運用を開始しています。「おのっこナビ」は、「母子モ」というアプリ名で、無料で利用することができ、母子手帳としての活用、予防接種のスケジュール管理、乳幼児健診等のお知らせ配信に加え、子どもの成長を写真付きで記録することもでき、家族が確認することもできるということです。

市では、妊娠から出産までの切れ目ない支援に向け、市のホームページだけでなく、「おのっこナビ」による情報発信や動画による啓発などにも積極的に取り組まれております。その一方で、市全体としては公式LINEによる情報発信も活用されています。「おのっこナビ」の果たす役割は情報発信だけではないため、「おのっこナビ」か「LINE」か、ということではなく、「おのっこナビ」導入から5年以上が経過した今、利用状況や市民ニーズをどのように分析されているのか、また、今後の子育て世代への効果的な情報発信についてどのように取り組まれていくのか、当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

3 前田 昌宏 議員

質問項目

第1項目 将来の飛躍に向けた整備事業について

第2項目 生成AIを活用した教育と教員の働き方改革について

要点・要旨

第1項目 将来の飛躍に向けた整備事業について

将来の人口減少や社会構造の変化を見据え、本市が持続的に発展していくためには、今まさに「次の成長基盤」をどのように築くかの重要な局面にあります。道路ネットワークの整備、戦略的な商業地開発、さらには企業誘致の推進は、相互に関連しながら本市の将来像を形づくる重要な柱であると考えます。

そこで、将来の飛躍に向けた整備事業について、次の3点をお伺いします。

(1点目) 商業地域の商圈価値の拡大について

答弁者 地域振興部参事

市役所周辺のシビックゾーンにおいては、令和9年秋のオープンに向けて、イオンリテールによる「そよら小野」の建設が進められております。さらに、図書館東地区においても、本年より事業化パートナーによる土地利用計画等の事業計画書の作成が予定されており、エリア全体として新たなにぎわい創出が期待されているところです。

一方で、ひまわりの丘公園は、周辺地域のみならず京阪神からの来訪者もあるなど、高い集客力を有しておりますが、その多くが園内で完結してしまい、周辺商業地への波及が十分でない点が課題であると認識しております。

そこで、ひまわりの丘公園からの来訪者を市役所周辺の商業エリアへと誘導し、「そよら小野」及び図書館東地区との回遊性を高めることで、商圈価値を一層向上させるための戦略が重要と考えますが、当局の考えをお伺いします。

(2点目) 浄谷黒川丘陵地における企業誘致について **答弁者 総合政策部長**

浄谷黒川丘陵地の土地利用については、令和7年度に経済産業省の支援メニューである「産業用地整備適地選定調査業務」に採択され、企業ニーズや事業スキームの調査が進められました。さらに令和8年度には、「産業用地整備アドバイザー事業」へ応募し、企業立地支援機関を活用して継続的な誘致活動に取り組まれる予定であると伺っています。こうした状況を踏まえ、現時点における課題認識と今後の見込みについてお伺いします。

(3点目) 新たな道路ネットワーク整備について **答弁者 地域振興部長**

昨年末に「東播磨道」及び「新都市南北線」が全線開通しました。これらの道路整備は、交通渋滞の緩和や利便性の向上にとどまらず、地域連携の強化による雇用の創出や沿道開発の促進など、本市のポテンシャルを高める多面的な効果があるものと認識しております。

本年度、新たな道路ネットワーク整備として、「大池横断道路」や「小野長寿の郷山田地区内道路」等の基本計画の策定を予定されていますが、それぞれの計画の概略と狙いについてお伺いします。

第2項目 生成AIを活用した教育と教員の働き方改革について

経済協力開発機構（OECD）の調査によれば、授業で生成AIを活用する中学校教員の割合は、日本では2割弱にとどまり、55か国中54位と極めて低い水準にあります。背景には、生成AIによる学習への悪影響や指導上のリスクに対する不安があると指摘されています。

生成A Iの活用は、学習効率の向上に有益であることが示される一方で、使い方を誤れば思考力や主体的な学習力の低下を招く可能性も指摘されています。このように、生成A Iは可能性とリスクの両面を持つ技術ではありますが、デジタル環境の中で育つ子どもたちにとって避けて通ることはできません。だからこそ、「正しく使いこなす力」を育成することが重要であると考えます。また、生成A Iの活用は児童生徒の学びだけでなく、教員の働き方改革の観点からも重要なテーマであります。そこで、生成A Iを活用した教育と教員の働き方改革について、次の3点をお伺いします。

(1点目) ガイドラインの整備について

答弁者 教育指導部長

生成A Iの活用にあたっては、学習効率の向上が期待される一方で、思考力への影響や個人情報の取扱いなどの課題が指摘されています。

こうした中、本市の小中学校における生成A I及びデジタルツールの活用実態と児童生徒や教員の生成A Iの利用範囲、個人情報の取扱い、学習評価との関係などを含めたルールやガイドラインの整備について、当局の考えをお伺いします。

(2点目) 生成A Iやデジタルツールを活用した教員の働き方改革について

答弁者 教育指導部長

文部科学省の調査によれば、2024年度において月平均残業時間が上限45時間を超えた教諭の割合は、小学校で22%、中学校で39%となっており、長時間労働は改善傾向にあるものの、依然として高い水準にあります。

校務における生成A Iやデジタルツールの活用は、教材作成や文書作成、保護者対応などにおいて、教員の負担軽減に資するものと考えます。

そこで、本市における教員の長時間労働の現状と課題について、また、これら生成A Iやデジタルツールの活用によってどのように教員の働き方改革へ結びつけていくのか、具体的な活用分野や今後の方向性についてお伺いします。

(3点目) 教員研修について

答弁者 教育指導部長

生成A Iやデジタルツールの活用については、教員の年代や経験、I C Tへの習熟度により活用状況に差があると考えられます。

今後の活用拡大を見据え、基礎的な研修に加え、実践的な活用や先進事例の共有など、どのように研修の充実を図っていくのか、当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

4 川名 善三 議員

質問項目

第1項目 LiD（聞き取り困難症）／APD（聴覚情報処理障害）について

第2項目 就学前施設における防災教育について

第3項目 改正自殺対策基本法について

要点・要旨

第1項目 LiD（聞き取り困難症）／APD（聴覚情報処理障害）について

聞こえているのに言葉が聞き取れない、聴力検査では異常がないにもかかわらず、会話が理解できず悩んでいる人たちがいます。LiD（聞き取り困難症）（LiD：Listening difficulties）／APD（聴覚情報処理障害）（APD：Auditory Processing Disorder）とは、耳の聞こえ（聴力）そのものに問題がないのに「音は聞こえるが、言葉が理解できない」状態を指します。

通常、人は、音や言葉は空気の振動として外耳から中耳へと伝わると、内耳の蝸牛で音を電気信号に変換し、それが脳に伝わって初めて「聞いて理解する」ことができます。LiD／APDは、耳から脳への伝達自体は正常で、音そのものは届いているのに、その音が何を意味するのか脳で処理・認識することが上手くできず、その結果、日常生活の様々な場面で「聞こえにくい」「聞き取れない」と感じる症状が現れます。これは難聴とは異なり、聴力は正常であるにもかかわらず起こる症例とされています。

LiDやAPDは「音」が聞こえるため、通常の聴力検査で「異常なし」と診断されることが多く、これらは、聴力検査では異常がないことから、周囲から気づかれにくく、

聞こえていますが聞き取れていないため、コミュニケーションに問題が生じるケースが懸念されています。これらの方々の生きづらさを少しでも軽減するためにも、L i D / A P Dに対する理解や配慮が必要と思われませんが、次の2点をお伺いします。

(1点目) L i D / A P Dの周知・啓発について

答弁者 市民福祉部長

L i D (聞き取り困難症) / A P D (聴覚情報処理障害) への不理解から、相手からは、「無視している」「反応が無く感じが悪い」「やる気がない」などと誤解されるなど、生きづらさを抱えることが懸念されることから、周囲の理解や支援を得るためにも、市民への周知・啓発も大切と思われませんが、当局の考えをお伺いします。

(2点目) 教育現場での対応について

答弁者 教育指導部長

児童・生徒にL i D / A P Dが疑われる場合、その対応については、まずはこれらを理解しておくことが、早期発見、早期支援が期待できることから、教育現場においてどのように対応されるのかお伺いします。

第2項目 就学前施設における防災教育について

日本は地震、台風、洪水、津波など、様々な自然災害に見舞われる国です。幼稚園等における防災・避難訓練は、子どもたちの安全と安心を確保するための重要な取組であることから、国からも避難訓練等の実施が義務付けられているところです。

特に就学前の子どもたちは、体力や判断力が未熟なため、重大な危険にさらされる可能性が高く、子どもたちが安全な環境で成長できるよう、災害時の避難行動を早期に身につける必要があります。

我が国には、学校教育法や各種の防災関連の法律があり、これに基づいて教育機関は、防災教育を実施する義務があるとされています。

とりわけ、防災・避難訓練は、協力やチームワークの重要性を教える機会にもなります。避難行動を共にすることで、子どもたちはお互いに助け合う価値や、仲間の存在の

大切さを理解することで、他者を思いやる心を育むことができます。

就学前施設での防災・避難訓練は、子どもたちの安全を守り、災害への適応力や社会性を育成するために不可欠です。これらの訓練を通じて避難経路や行動指針を学び、緊急時に冷静に行動できる能力を養うこともできると共に、教職員の防災意識向上や家庭との連携を図り、地域社会全体の防災力を高めることも期待できることから、小野市での取組について、次の2点をお伺いします。

(1点目) 市内の幼稚園での取組について

答弁者 教育指導部長

幼稚園教育要領の「ねらい及び内容」の健康領域には、「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」と記述があり、「内容の取扱い」として、遊びを通して安全についての構えを身に付けることや、避難訓練などを通して災害時に適切な行動が取れるようにすることなどが記載されていますが、市内の幼稚園での取組についてお伺いします。

(2点目) 保育所・認定こども園での取組について

答弁者 市民福祉部長

保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも同様の記述があり、別途「健康及び安全」の章を設けて災害への備えについても提示されていますが、市内の保育所・認定こども園等での取組についてお伺いします。

第3項目 改正自殺対策基本法について

答弁者 市民福祉部長

警察庁・厚生労働省の統計によると、2024年には529人の小中高生が自ら命を絶ち、2025年には、小中学生の自殺者数が全国で538人となり、過去最多とされています。そのような中、子どもの自殺防止に向け、改正自殺対策基本法が2025年6月5日に成立し、本年4月より施行されました。

内容として、子どもの自殺対策に社会全体で取り組むことが基本理念に盛り込まれた他、子どもの自殺防止に関する国・学校の責務が明記されています。改正法では子ども

の自殺対策での国の責任について、対策の策定・実施に加えて今回、首相、文部科学大臣、厚生労働大臣が関係機関と連携・協力しながら対策を進めることとし、また、自治体では、教育委員会、医療機関などの関係者で対策を検討する協議会を設置できるとされています。

学校においては、関係機関などと連携しながら、対策に取り組む努力義務を課し、その上で、児童・生徒が心の健康を保てるよう、健康診断や保健指導、精神保健の知識向上に努めることとされています。子どもの自殺防止については令和5年第445回定例会においても取り上げられておりますが、今回の法改正を踏まえ、子どもの自殺防止に向け、この改正法に基づく協議会の設置についてお伺いします。

一般質問発言通告書

5 安達 哲郎 議員

質問項目

第1項目 防犯カメラの増設について

第2項目 働き世代を中心とした「地域生きがい・交流支援事業」について

第3項目 スポーツ施設の早朝開放について

要点・要旨

第1項目 防犯カメラの増設について

答弁者 市民安全部長

ここ連日、日本各地で殺人事件のニュースをよく目にします。京都府南丹市での事件や、栃木県での事件、また、先日の兵庫県たつの市での事件も記憶に新しいことと思います。どちらかという、市街地というよりも、車でしか行けないような郊外での事件が多いように感じます。小野市では、警察や青パト隊による日々の献身的な活動により、こういった悲惨な事件が起きていない現状であることに改めて感謝をしているところではありますが、いつ、どこでこのような事件が起きるか分からない社会情勢になっているのも事実であります。

さて、京都府の事件では、事件発生から逮捕まで20日以上かかりました。要因としては様々あるとは思いますが、目撃情報や容疑者の足取りを掴むのに時間がかかったことが一つの要因であると私は考えます。とりわけ、子どもが巻き込まれた事件でしたので、犯人が逮捕されるまでの約20日間、地域住民の方々、特に子を持つ保護者の方々は、かなり不安な日々を送っておられたかと思うと、心が痛みます。地域特性もあり、市内各所には、市街地のように多くの防犯カメラが設置されていなかったのも、逮捕ま

でに時間がかかった要因であると私は考えます。小野市におきましても、南丹市同様、車両等を利用しないといけない地域が多いですので、万が一の事件の際、防犯カメラというのは、犯人の足取りを掴むうえで非常に有効なツールだと思っております。現在小野市では、約40基の防犯カメラが設置されているとお聞きしておりますが、その点も踏まえ、現状の小野市の防犯体制について、どのくらいカバーできているのかお伺いします。

また、各自治会に防犯カメラ設置に対し補助金を出しておりますが、昨年度までに、6自治会の9か所に10台設置されたと確認しております。防犯カメラを設置することは、犯罪抑止に一役買う反面、プライバシーが阻害されるという側面も持ち合わせておりますので、各自治会に強制的に設置を求めるといのは難しいとは思いますが、犯罪抑止、また、万が一の際の事件の早期解決のため、防犯カメラの設置箇所を自治会等と協力し、増やしていただければと考えますが、当局の考えをお伺いします。

第2項目 働き世代を中心とした「地域生きがい・交流支援事業」について

答弁者 教育管理部長

小野市では、地域コミュニティの活性化や交流のため、市内各6地区に年間300万円（小野地区は600万円）の補助金を出し、それぞれの地域でイベント等を企画・開催したり、地域の「きずなづくり」を支援する取組として、町・自治会が行う諸活動に対して補助金を交付しています。活動の場を設けることで生きる喜びを実感できる「生きがいづくり」につなげ、また、住民相互の「きずな」を醸成し、課題対応力や防災意識の向上につなげるとても素晴らしい施策だと思っております。今回はこういった事業にプラスして、主に働き世代（19才から64才）を中心にした、「地域生きがい・交流支援事業」を提案させていただきます。

今取り組んでおられる「地域のきずなづくり支援事業」とはまた別で、対象を各自治会ではなく、市内で健康や地域交流のために活動するグループに対し、年間数万円程度の補助金を出すというものです。具体例としましては、現在スポーツ21で取り組んで

おられるような団体や、市内で草サッカーや草野球をしているようなスポーツチーム、また、絵画や写真等の芸術関係で活動しているサークルなどが挙げられるかと思います。そのような中で、休日を利用し、仲間とともにスポーツや芸術などに興じるということはとてもいいことだと思いますし、地域交流にも大きく貢献します。

ただ、周りの声を聞いていると、今年はもうサークルの年会費を払えないので、辞めますといった声が多くなっています。一体何のために仕事を頑張っているのだろうという嘆きを聞くたびに、生きがいをもって生き生きと生活してほしいと強く思います。子育て世代や高齢者世代への支援はとても充実しており素晴らしいと思いますので、今回はさらに一步踏み込んで、働き世代への支援の一つとして、生きがいづくりの場所を支援していただけたらと思いますが、当局の考えをお伺いします。

第3項目 スポーツ施設の早朝開放について

答弁者 教育管理部長

今年もまた暑い夏がやってきます。5月におきましても、最高気温が30度を超える日が何日か続き、7月・8月におきましても、昨年同様かなりの高温になると言われております。本年4月17日には、最高気温が40℃を超える日を新たに「酷暑日」と命名され、これからこの言葉がスタンダードになっていくのだろうと感じています。

特に、酷暑の中、屋外でスポーツをすることは大変危険ですが、一方で、体力、健康維持のために運動することも大切です。比較的涼しいとされる早朝に、スポーツ施設を開放することに関して、令和7年9月の第455回定例会では、検討について前向きな回答をいただきましたが、今後の具体的取組についてお伺いします。

一般質問発言通告書

6 掘井 ひさ代 議員

質問項目

- 第1項目 資源循環の推進について
- 第2項目 ごみ有料化に向けての課題について
- 第3項目 高齢者移動支援施策における利用条件の緩和について

要点・要旨

第1項目 資源循環の推進について

近年の中東情勢、とりわけイランを巡る緊張の高まりは、エネルギー価格の変動や資源供給の不安定化を招き、市民生活や自治体運営に多大な影響を及ぼしています。共同通信が実施した世論調査では、プラスチックの原料であるナフサの調達不足による生活不安を「感じる」との回答が70.6%に達しました。資源の大部分を海外に依存する我が国において、地域における資源循環の推進は、ますます重要性を増しています。

小野市では、令和6年11月に株式会社エフピコとの連携によるトレーリサイクルを開始したほか、令和7年1月には民間事業者との協定による不用品再利用の仕組みを構築するなど、先駆的な取組を展開しています。また、令和8年4月からは、小野加東加西環境施設事務組合において株式会社エフピコと協働し、回収されたペットボトルを新しい透明容器へと生まれ変わらせる「プラスチック資源の地産地消」の拡大にも着手しています。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

(1点目) 官民連携による資源循環施策について

答弁者 市民安全部次長

小型家電リサイクル促進の観点から、とりわけ有用金属を含む電子機器等のリサイクルは重要となってきます。小野市においては、「リネットジャパンリサイクル株式会社」と連携協定を締結し、自宅にいながら宅配便で不要なパソコン等を無料で回収できる、大変利便性の高い官民連携の仕組みを導入されていると認識しております。そこで、これまでの周知の取組と、回収実績について当局の考えをお伺いします。

(2点目) プラスチック類の回収について

答弁者 市民安全部次長

市内における現在の食品トレー・ペットボトルの回収は、スーパー等での回収のほか、ペットボトルについては月1回、市が実施するごみステーションでの回収としていますが、「ごみの有料化」が実施された場合、住民の分別意識が進み、これらの資源物の回収が増加することが予想されます。

今後、ペットボトルの回収量が増加した場合、販売収入は増加しますが、現在の回収の枠組みだけでは対応が困難になると思います。費用面を含め持続可能で安定的な回収体制の構築に向けた当局の考えをお伺いします。

さらには、貴重な資源として資源循環への意識を高めるため、食品トレーやペットボトルだけではなく、その他のプラスチックごみについても回収すべきだと考えますが、当局の考えをお伺いします。

第2項目 ごみ有料化に向けての課題について

先日、議員協議会で当局から説明があり、ごみ有料化は、概ね賛同を得られているとの報告がありましたが、それは関心の高い層の意見が中心である可能性があると考えます。昨今の中東情勢により資源循環の重要性が増す一方、市民の中には、ごみの減量化や資源化を依然として「自分事」として捉えにくく、関心を持たない層も一定数存在すると思います。また、高齢化社会に鑑み、個別収集実施についての意見もありました。

そこで、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 無関心から関心への意識改革の取組について **答弁者 市民安全部次長**

市は、ごみの減量化や資源化について市民の関心度をどのように認識しているのかお伺いします。また、無関心層を関心層に変えるため、情報発信や体験学習など、どのような取組をしてきたのか、また、今後の取組についてお伺いします。

(2点目) 高齢者の個別回収について **答弁者 市民安全部次長**

今後、ますます高齢化が進み、自宅からごみステーションへ1人でごみ出しをすることが困難な高齢者が増えてくると考えます。有料化によって市民に一定の負担を求める以上、誰もが等しく排出しやすい環境を整える「サービスの公平性」も不可欠だと考えます。現在、小野市では「ハートフルごみ収集事業」を実施されており、対象は、次の要件すべてに該当する人となっています。①ひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯、②要介護2以上の方（高齢者世帯の場合は、世帯員それぞれが要介護2以上）、③原則として介護保険制度によるホームヘルプサービス（または同等以上のサービス）を利用している方、④ごみ出しについて、地域の方や親族からの協力を得ることが困難な方となっています。

そこで、これまでの利用件数と運用を通じて見えてきた課題についてお伺いします。

第3項目 高齢者移動支援施策における利用条件の緩和について

答弁者 総合政策部長

現在、小野市が運行している「らんらんタクシー」は、75歳以上かつ運転免許を所持していない方を対象とされており、その目的は「移動支援」と「免許返納の促進」であるとされております。

一方で、今年度から実証運行が開始される「乗合タクシー」においては年齢制限がなく、また、既に運行されている「らんらんバス」についても、運転免許の有無による利用制限は設けられておりません。

地域の特性として、小野市には、日々の生活や農作業等の切実な理由から、運転に不

安を抱えながらも、免許返納が難しい状況にある高齢者が数多く存在します。

免許を保持している高齢者の中には、農機具は運転できても、乗用車の運転には不安を抱くという方も多く、らんらんタクシーについても免許の有無に関係なく利用できるようにしてはどうかと考えますが、当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

7 山本 麻貴子 議員

質問項目

第1項目 障がい者への合理的配慮と環境整備について

要点・要旨

第1項目 障がい者への合理的配慮と環境整備について

令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、行政機関等に加え民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されています。障害者差別解消法における「障害者」という定義は、障害者手帳の所持者に限らず、外見から気づかれにくい障がいである発達障害や、高次脳機能障害、難聴、認知症などの方も含まれ、障がいや社会の中にあるバリアによって日常生活に相当な制限を受けている人すべてを指します。また、合理的配慮というのは、本人から申出があった場合に過重な負担がない範囲で配慮することであり、個別対応することだけではなく、障がいのある方が利用しやすい環境をあらかじめ整えておく「環境整備」の視点が重要になっていると考えます。障がい者への合理的配慮について、次の4点をお伺いします。

(1点目) 合理的配慮の理解促進について

答弁者 市民福祉部長

令和6年3月に第4次小野市障がい者計画が策定されましたが、その際に障がいのある方を対象としたアンケート結果によると、合理的配慮については、「意味を知っている」方が10.6%と当事者でさえ低い数字となっています。気づかれにくい障がいの方は周囲から困難が理解されにくく、必要な支援につながりにくいというえに、配慮を求めると自体を負担に感じる方もおられます。困りごとについての申出を待つだけではな

く、あらかじめ環境や仕組みを整えるとともに、法律や制度の周知を進めていくことが重要です。また、それに加え、障がいを理解し、やさしい日本語の使用や情報の見える化などを行うことが必要と考えますが、本市の窓口における取組をお伺いします。

(2点目) ヘルプマークについて

答弁者 市民福祉部長

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方からの援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。社会福祉課の窓口で申請することができます。どのような方が小野市で申請されているのか、最近の実績をお伺いします。

(3点目) 家族支援について

答弁者 市民福祉部長

気づかれにくい障がいの場合、ご本人だけでなく、日常的な支援が難しいことに対して家族が悩むことも多いかと思えます。本市における相談体制や関係機関との連携など家族への支援についてお伺いします。

(4点目) 情報アクセシビリティ向上について

答弁者 市民福祉部長

令和4年に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、障がい者が必要な情報を取得し利用できること、また自らの意思を伝えられることを重要な権利として位置づけています。これは単に手話や点字に限らず、やさしい日本語、字幕、ICTなどを活用し、多様な障害特性に応じた情報保障を進めていくということです。特に発達障害や高次脳機能障害などの方にとっても、分かりやすい情報提供や環境整備が重要です。

小野市には、平成28年に制定された「小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通手段利用促進条例」があり、手話を言語として位置づけるとともに、要約筆記、点字、音訳、代筆・代読など、障がいのある方の意思疎通支援を推進してきました。条例の第9条には、「市は障害者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話等意思疎

通手段を用いた情報発信を推進するものとする」とありますが、市政に関する情報の「手話等意思疎通手段を用いた情報発信」について、手話だけでなく、字幕表示や音声の文字化、やさしい日本語等も含めた情報アクセシビリティ向上として、どのように取り組むのかお伺いします。

一般質問発言通告書

8 宮脇 健一 議員

質問項目

第1項目 高度IT人材の確保・育成と情報リテラシーの向上について

要点・要旨

第1項目 高度IT人材の確保・育成と情報リテラシーの向上について

デジタル技術の活用が進む中で、情報システムの利用や情報セキュリティ対策など、求められる知識や対応力は年々高まっていると考えます。こうした中で、自治体DXを着実に進めていくためには、全体の情報リテラシーを高めるとともに、専門的なIT知識を持つ人材を育成し、その知識や経験を活かす場を整えていくことが重要であると考えます。

なお、過去にもデジタル人材の育成について質問をさせていただきましたが、今回は、全体の情報リテラシーの向上と、専門的な知識や経験を共有・継承していく仕組みづくりという観点から、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 情報リテラシー向上に向けた研修について

答弁者 総務部長

情報リテラシーには、情報を適切に扱うための基本的な理解に加え、日常業務で使用するシステムへの対応や、情報漏えいを防ぐための注意点など、幅広い内容が含まれます。小野市においても、それぞれの業務を進める中で、情報を適切に扱う力がこれまで以上に求められているものと考えます。

そこで、情報リテラシー向上に向けた研修について、どのような内容で実施している

のか、また対象職員や実施頻度も含めてお伺いします。

(2点目) 専門的な I T知識を持つ職員の育成について

答弁者 総務部長

過去のご答弁では、デジタル技術の活用について、一部の職員しか対応できないものがあると異動後の継続性に課題があることが示されました。専門的な I T知識を持つ職員の育成については、個人の知識や経験を高めるだけでなく、それを共有し、継承していく視点も重要になるものと受け止めています。

そこで、専門的な I T知識を持つ職員の育成について、その後どのような取組を進めてきたのか、また、現在の育成状況をお伺いします。

一般質問発言通告書

9 高坂 純子 議員

質問項目

第1項目 小野市詩歌文学賞・小野市短歌フォーラムについて

第2項目 自転車の交通安全について

要点・要旨

第1項目 小野市詩歌文学賞・小野市短歌フォーラムについて

去る5月9日、第18回小野市詩歌文学賞・第37回上田三四二記念小野市短歌フォーラムが開催されました。本年は、選者の小島ゆかりさんとゲストの俵万智さん、永田紅さんによる鼎談の人気もあってか、会場は立ち見も出るほど盛況でした。全国からの短歌の応募数は6,996首で、児童生徒からの応募が多いのも小野市の特徴です。宮中歌会始詠進歌選者の永田和宏先生・現代俳句協会会長の高野ムツオ先生・小野市名誉市民の馬場あき子先生の後任で、短歌甲子園特別審査員の小島ゆかり先生と日本を代表する選者の先生方が一堂に会されているのは、この大会の誇りでもあります。短歌・詩歌のまち小野という「無形の財産」を継続し続けるためにも、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 小野市詩歌文学賞のさらなる周知について

答弁者 教育管理部長

本年の受賞者は、短歌部門は歌集「麦熟るころ」の桑原正紀さん、俳句部門は句集「山猫座」の大木あまりさんでした。そして、桑原さんは第60回遼空賞、大木さんは第60回蛇笏賞を受賞されるというダブル受賞は初めてのことであり、輝かしいことで

あります。小野市詩歌文学賞の意味や重み、そして市民への周知がもっと広がって欲しいと願っておりますが、公共機関や公民館、らんらんバス車内にポスター等を掲示するなど、市民へさらなる周知を行うことについて、当局の考えをお伺いします。

(2点目) 小野市短歌フォーラム選評について

答弁者 教育管理部長

小野市短歌フォーラムの魅力は、入選歌の選評です。受賞者はもちろん、会場には選評を楽しみに県外からも来場されています。遠方から授賞式に臨まれる理由の一つに、雲の上のような先生方に直接自分の短歌を選評いただける喜びもあります。過去には行われていた佳作の選評の復活を含め、できるだけ多くの選評をしていただきたいと考えますが、当局の考えをお伺いします。

(3点目) 短歌部の創設について

答弁者 教育指導部長

会場におられた方はご存じだと思いますが、小・中・高校生の部において最優秀・優秀・佳作のそれぞれを受賞された高校もあり、中学校時代から短歌を詠み、部活動のある、短歌に対して大変熱心な学校の存在も知ることができました。一方で、小野市においても、優秀・佳作に14名もの小学生が受賞しています。これからも続けて欲しいと永田先生がおっしゃるように、中学校でも短歌を詠み続けられる環境、そして郷土愛を育む一つとして、「短歌部」の創設が小野市に必要と考えますが、当局の考えをお伺いします。

第2項目 自転車の交通安全について

本年4月1日から改正道路交通法が施行され、16歳以上の自転車運転者を対象に、交通違反に対し、交通反則通告制度（青切符）が導入されました。この制度には警察・違反者双方の手続きの負担を減らし、違反処理の迅速化、そして、より効果的に自転車関連事故を抑止する狙いがあり、早速、違反者への青切符適用がメディアなどで取り上げられています。スタートしたばかりの制度ではありますが、一人でも多くの方が理解し自転車事故防止の啓発になればと思い、次の2点についてお伺いします。

(1点目) ルールの周知について**答弁者 市民安全部長**

兵庫県の交通事故の現状として、令和6年の自転車乗用中の死傷者3,746人のうち86.8%(3,253人)に何らかの交通違反があったことがわかっています。また、交通違反のうち交差点安全進行義務違反が38.1%(1,238人)で最も多く占め、安全運転義務違反、徐行場所違反と続きます。「青切符」導入に伴い、もう一度基本的な自転車ルールの徹底が必要と考えますが、ルールブックの配布や周知活動等についてお伺いします。

(2点目) ヘルメットの着用について**答弁者 市民安全部長**

兵庫県の令和6年の自転車乗用中の死傷者3,746人のうち、ヘルメット着用者は460人で着用率は12.3%でした。そのうち、幼児の着用率は26.3%、小学生39.6%、中学生31.4%、高校生4.6%と高校生が最も低い着用率でした。市内外でも自転車通学の高校生が事故にあう記事が後を絶ちません。継続して啓発することが大切だと考えますが、今後のヘルメット着用に関する周知啓発についてお伺いします。

一般質問発言通告書

10 藤原 章 議員

質問項目

第1項目 小野市が目指す「理想の具現化」について

第2項目 福祉給付制度適正化条例について

要点・要旨

第1項目 小野市が目指す「理想の具現化」について

小野市は、近隣に先駆けて高校生までの医療費無料化を実現し、高齢者の足の確保にも鋭意取り組んでおられます。学校は次々に改修され、新しい幼稚園もできました。医療面では、北播磨の医療の中核を担う「北播磨総合医療センター」があり、「東播磨道」や「新都市南北線」など交通網の充実も図られ、雇用確保の面でも「ひょうご小野産業団地」が操業開始するなど、「小野市の理想の具現化」に向け、小野市の基盤整備は着実に前進しています。

そのような中で、今年度からは、「道路が持つ新たな価値の創出」として、さらなる道路ネットワーク整備の検討を行い、基本計画を策定するとされ、市長の施政方針でも「大池横断道路」や「小野長寿の郷構想・山田地区内道路」などに言及されております。一方、これまでの小野市の発展を見ると、新たな道路建設が地域の発展に貢献するのは事実だと思うものの、必ずしも必要があるのかどうか疑問がありますし、他にもすべきことがあるのではないかと考えます。そこで、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 大池横断道路について**答弁者 地域振興部長**

大池横断道路は、図書館東側区域の開発を見据えると、市街地を東西に結ぶ幹線が少ないことは理解できますが、旧国道と東環状線を結んでもあまり大きな事業効果は期待できないと思います。また、道路を整備するとなれば、用地買収や家屋の立ち退きが必要であり、橋梁にするとしたら建設費用は大きくなり、維持管理費用を考えると将来に禍根を残すのではないかと思います。当局の考えをお伺いします。

(2点目) 東環状線の交通渋滞対策について**答弁者 地域振興部長**

以前にも質問したことがありますが、東環状線は栄宏会小野病院前の交差点やJAガソリンスタンドの交差点は右折がしづらく、車が渋滞しています。図書館東側区域の開発に伴い、「交通影響調査を行ったが特別に問題はなかった」と報告されていましたが、新都市南北線の開通でさらに車が増えているのではないかと思います。図書館東側区域の開発を見据えるなら、東環状線に時差式信号機の導入などによる、右折車があっても渋滞しない対策が必要だと思っておりますが、当局の考えをお伺いします。

(3点目) 市道122号線(檜山大開線)の改修について**答弁者 地域振興部長**

令和4年6月の第437回定例会でも質問しましたが、大開町から工業団地に向かう市道122号線(檜山大開線)を整備すべきと考えており、特に、市道121号線と接続する三叉路は見通しが悪く、改良が必要だと考えています。三木スマートインターチェンジができれば、さらに交通量が増えることが予想されますし、インターチェンジの近くに集客施設でもできれば、さらに重要な道路になると予想されます。道路照明の設置も含めて、整備をするべきと考えますが、当局の考えをお伺いします。

第2項目 福祉給付制度適正化条例について**答弁者 市民福祉部長**

小野市福祉給付制度適正化条例が平成25年4月1日に施行されて13年となりました。私は、本条例は、少なくとも優しい社会、温かい社会とは相入れない条例と思い、

制定に反対し、その後も一貫して廃止または改正を要求してきました。その思いは、コロナや物価高など今の社会情勢でますます強くなっております。つきましては、例年ではございますが、令和7年度の事業実績及び条例施行後の通算の実績と、生活保護、児童扶養手当受給世帯など条例対象者の近年の推移をお伺いします。